

1 議事日程（2日目）

[平成19年太宰府市議会第2回（6月）定例会]

平成19年6月11日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第2 議案第43号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第3 議案第44号 字の区域の変更について
- 日程第4 議案第45号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第46号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第47号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第48号 太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第49号 太宰府市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第50号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第51号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第52号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第53号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第54号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第55号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第56号 太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第57号 太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第58号 太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第59号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第60号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 意見書第3号 異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書

2 出席議員は次のとおりである（20名）

- | | | | |
|----|----------|-----|---------|
| 1番 | 原田久美子 議員 | 2番 | 藤井雅之 議員 |
| 3番 | 長谷川公成 議員 | 4番 | 渡邊美穂 議員 |
| 5番 | 後藤邦晴 議員 | 6番 | 力丸義行 議員 |
| 7番 | 橋本健 議員 | 8番 | 中林宗樹 議員 |
| 9番 | 門田直樹 議員 | 10番 | 小柳道枝 議員 |

11番 安部 啓治 議員
13番 清水 章一 議員
15番 佐伯 修 議員
17番 田川 武茂 議員
19番 武藤 哲志 議員

12番 大田 勝義 議員
14番 安部 陽 議員
16番 村山 弘行 議員
18番 福廣 和美 議員
20番 不老 光幸 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長	井上 保廣	副市長	平島 鉄信
教育長	關 敏治	総務部長	石橋 正直
地域振興部長	松田 幸夫	地域振興部地域コミュニティ推進担当部長	三笠 哲生
市民生活部長	関岡 勉	健康福祉部長	永田 克人
健康福祉部子育て支援担当部長	村尾 昭子	建設部長	富田 讓
会計管理者併上下水道部長	古川 泰博	教育部長	松永 栄人
監査委員事務局長	木村 洋	総務課長	松島 健二
地域振興課長	大藪 勝一	まちづくり企画課長	神原 稔
産業・交通課長	山田 純裕	観光課長	木村 甚治
環境課長	蜷川 二三雄	人権・同和政策課長兼人権センター所長	津田 秀司
福祉課長	新納 照文	子育て支援課長	和田 敏信
建設課長	大内田 博	上下水道課長	宮原 勝美
教務課長	井上 和雄		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石 純一	議事課長	田中 利雄
書記	伊藤 剛	書記	花田 敏浩
書記	満崎 哲也		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員に井上保廣太宰府市長を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました井上保廣太宰府市長を福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました井上保廣太宰府市長が福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました井上保廣太宰府市長が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定によって告知をします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第43号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（不老光幸議員） 日程第2、議案第43号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第43号は同意されました。

〈同意 賛成19名、反対0名 午前10時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第44号 字の区域の変更について

○議長（不老光幸議員） 日程第3、議案第44号「字の区域の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第44号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4から日程第13まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第4、議案第45号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第13、議案第54号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第13までを一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第45号から議案第54号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第45号から議案第54号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14から日程第16まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第14、議案第55号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」から日程第16、議案第57号「太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14から日程第16までを一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第55号、議案第56号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

次に、議案第57号について通告があつていますので、これを許可します。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 議案第57号について質問を行います。

この議案書の中にありますこの条例案と、それから別表の部分ですが、新旧対照表を比較した場合に若干文言が違っておりまして、この部分につきまして、もし新旧対照表どおりの文言になりますと、これは年間5,000円という駐車料金になるように解釈ができます。したがって、これはまず値上げなのか、値下げなのかということを確認させていただきたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 今回資料の部分で一部誤りがありましたので、ここで一部修正のご説明を申し上げます。

46ページ、議案書の46ページの下の方になりますが、別表第4を次のように改めるという項目がございまして、この条例の改正案では月額5,000円というふうに明記をいたしておりまして、参考資料で添付しております条例改正新旧対照表の19ページの一番下になりますけれども、ここの表の金額5,000円という欄が月額の誤りでございます。大変申しわけありませんでした。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ということは、値上げということで解釈をさせていただきまして、質問

をさせていただきます。

それでは、一番近々のこのパーク・アンド・ライドの利用台数、そして第13条の改正部分(6)に該当する方がいらっしゃるとしたら、その台数。また、今回年間1万2,000円の値上げを行うようになると思うんですが、その具体的な理由。そして、利用者への説明方法とこれまで何かアクションを起こされていたのなら、その説明経過についてお伺いをいたします。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） まず、1点目でございますけども、駐車台数は全部で68台分ございます。そのうちに、一般利用者用の駐車台数が64台でございます。これはすべて契約済みでございます。それから、障害者用ということで4台確保をいたしておりますけども、現在は1台が空きの状態でございます。

2点目につきましては、この該当者はありません。

3点目につきましては、1つに近隣の賃貸駐車場が月額5,000円から7,000円程度でございます。その均衡をとるための一つがあります。それからあわせて、ご承知のとおりこの駐車場は平成13年2月に設置をいたしました。つまり、今日まで6年間この使用料金を据え置きのままいたしておりましたので、今回あわせて改定を予定いたしております。

次に、4点目につきましては、議会の議決、承認をいただいた後に、直ちにこの関係利用者に対しまして10月から改定する旨の事前予告の文書を差し上げる予定にしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） この(6)に該当する税金の滞納がある場合に、その駐車を拒否するケースがあるということですが、これはどのくらいの滞納がある場合を考えておられるのですか。また、市民がなぜ税金を滞納したのかという、そういった理由をしんしゃくせず、単に滞納があるということで駐車拒否を行うのか、こういったその駐車拒否を行う場合の具体的な基準をお示しいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 滞納期間につきましては、この駐車場料金のみならず、市のすべてのそういう使用料関係については平均してすることにしておりますので、ちょっと私今現在の何カ月滞納したかという基準を持っておりませんので、後ほど報告はしたいと思っておりますけども。

それから、1つの……済みません、もう一点は何でしたか。

（4番渡邊美穂議員「駐車拒否を行う具体的な基準。どういった場合にその……。今答えられた内容だと思いますけど」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

議案第55号から議案第57号までは建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17と日程第18を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第17、議案第58号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第18、議案第59号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第17及び日程第18を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第58号及び議案第59号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第60号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第19、議案第60号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まずは、補正予算書の6ページの第2表債務負担行為からお聞きをしていきます。

まず、債務負担行為の2項目め、公用車賃借料として通古賀地区都市再生整備事業として平成20年度から平成21年度まで192万円の債務負担行為ですが、公用車を債務負担行為という形になりますが、これは台数がまずここでは何台なのか。また、これを割りますと96万円という金額が出てきます。ここでの部分、まず説明をいただきたい。

それから、その部分のかかわりがあるかどうか分かりませんが、変更という形で公用車賃借料として地域再生基盤強化事業として平成20年度から平成21年度までの270万円が、平成20年度から平成23年度までの4年間として469万6,000円に変更がなされております。これをこの数字だけで見ますと、まず1年間が117万4,000円という金額が出てきます。これは台数が何台かというような問題がありますが、まずこのリースという形になりますと、公用車の場合については当然取得する場合は取得税がかからないというふうに考えておりますが、そういうリースの方と購入との関係、それから当然リースの場合は強制賠償保険から任意保険という形になりますが、そういう事故を起こしたときについてはどういうふうに対応が、リース会社がするからという利便性があるからこういうリースにしたのかどうか。ところが、リースというのは当然経費に算入されるという問題が出てきます。ところが、公共機関の場合に、こういう公用車の賃借料をどういう形で経費に算入するのかどうか。もともと公用車を取得すれば、軽自

動車、普通車という車両かわかりませんが、当然取得は公有財産として計上されますが、こういうリースというのはリース会社の所有ですので、そういう1台にしてみても年間39万1,000円ぐらいの金額になります。ところが、車両価格にしますと、この限度額でも117万4,000円という金額が出てきますが、どういう形で公用車を賃借料として行ったのか。その辺を具体的に説明をいただきたい。まず、この辺から。

○議長（不老光幸議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） ご回答申し上げます。

まず、事務費でございますけれども、国の補助事業を受けてやる場合には、その事業が円滑に進むということで、事業費に対します割合で事務がおおむね大体6%前後を認められているというところがございます。今回、そこにお示ししておりますように、都市再生整備事業と地域再生基盤強化事業、国庫補助事業で行いますことから、事務費の中の一部を使用料及び賃借料として今回賃借料を補正するというところがございます。

お尋ねの第1点につきましては、都市再生整備事業、これが2台を予定いたしております。それから、地域再生基盤強化事業につきましては3台を予定いたしております。

それで、まず地域再生基盤強化事業の方の変更ということもございますけれども、これは当初予算の方で既にそこにお示ししている補正前ということで、平成20年度から平成21年度ということで3台分を計上しておいたわけでございますけれども、できるだけ公用車、こういう部分をこの補助事業で使おうということで、平成20年度からぎりぎり平成23年度までということで補正で変更をいたしたところがございます。車の内容につきましても、同じものを3台ではなくて、2WDと4WDというところで、2WDを2台、4WDを1台といたしたところがございます。

それから、保険の分につきましてもこの当然リース中につきましても、会社の方で負担ということになっておると思います。

それから、この公用車を2年、3年リースしますことで、大体残存価格がゼロに近いようになるということもございますので、その分につきましては業者とどうするかということで話し合うというような、これは財政サイドの問題ですけれども、そういうふうになっているというふうに思うところがございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 質疑ですからあれなんです、事務費6%、その範囲内で処理ができるという問題がありますが、当然その事務費6%の枠内でその車両が取得できるならば、公有財産として残した方がいいんじゃないかというふうに考えておりますが、この所管の委員会で具体的にこの公用車2台と、それから地域再生基盤強化事業で3台、どういう状況かを、具体的に委員会でも審議もしていただいて、私も車両があそこにとまっているのを見ました。

ただし、そういうこの残存したときには、このリース会社が引き揚げてしまえば、もうそれで終わりますしね。当然公用車として今車も5年でというような、市がそういう廃棄処分するようなことはありませんし、以前も公用車についても10年、20年近く使った経過もありますが、どういうメリットがあるのかどうか。所管ではこの問題について具体的に審議もしていただいて、報告をいただきますよう。

次に入ります。

10ページ、11ページ、歳入でこれは説明があっておりましたが、13款2項の手数料の衛生手数料のごみ処分手数料として当初1億6,610万円計上しておりました。そして、昨年の部分の決算も関係ありますが、平成17年度大体決算で見ますと1億6,145万1,000円、その上に今年はまだ増額になった上に889万4,000円の増額です。これが具体的に事業用の袋の関係があると思うんですが、どのくらいのごみ処分手数料としての889万4,000円が増額になる見込み、こういう補正の第1号で当初はもう以上に計上されていたのに、また889万4,000円の増額について説明をいただきたい。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 衛生費、ごみ処分手数料につきましてご回答を申し上げたいと思います。

ご案内のとおり、今回議案第58号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」の中で提案させていただいております、先ほどから申されております事業所用のごみ袋、可燃専用袋、不燃専用袋及びペットボトル、白色トレイ専用袋の料金改定によりますごみ処分手数料の増収分を見込んだものでございます。

条例改正によります増収見込み、補正額は改正後の条例の施行が本年10月1日で、10月1日からの頒布分から新単価となりますが、買い置きなどを考慮いたしまして、今年度の事業所用ごみ袋の販売見込み数から年度分増収見込み額3,557万6,000円の4分の1の889万4,000円を計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、こういう金額的に今事業用として3,557万円6,000円ですか、10月からということになりますと、10、11、12、1、2、3、この6カ月という部分もありますが、現在6月ですし、6、7、8、9、10、この5カ月、こういう状況の中で6カ月間でこういう金額的なものが10月1日実施されて、889万4,000円も増収になる見込みというのを具体的な根拠で出されているようですが、周知徹底をどうするのか。また、その10月実施からこういう状況の金額が実績として月割りでどういう状況になったのかは所管で調査されますので、これは本会議で報告を受けたいと思います。

次に、12ページ、13ページ。15款の県支出金2項2目の認可外保育施設職員健康診断費補助金として3分の2、8万4,000円が計上されておまして、歳出では23ページになると思うんで

すが、ここで県の補助金が8万4,000円に対して、3款2項2目、保育所費のその他の諸費の19節で合計の12万6,000円計上をされておりますが、この県の補助金の関係で健康診断、そうすると現在認可外保育所は7カ所というふうに考えておりますが、大体認可外保育所の保育士さんといいますか、そこに働く人たち、いろんな形があると思うんですが、どの範囲で健康診断の補助金を出そうというのか。その辺を報告いただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） まず、全体の説明をさせていただきたいと思えます。

認可外保育施設職員健康診断費補助金は、認可外保育施設に対して補助金を交付するものでございます。保育従事者及び調理職員を対象とした保育診断を実施し、認可外保育施設を利用している児童の安全及び衛生の確保を図ることを目的といたしております。職員1人につき年額4,200円を限度として、全体で30人程度の申請を想定いたしております。予算額12万6,000円に対しまして、県の負担が3分の2となっております。

今ご質問のどういった職員が対象になるのかということでございますが、認可外保育施設にも施設長さん、そして保育士さん、あるいはその他の職員の方々、調理員という方がいらっしゃいますので、こういったところの職員の方々に対して助成をしていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

（19番武藤哲志議員「歳出は言っておりませんが、今歳入です」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 質疑は3回でございますので、3回もう終わりました。

（19番武藤哲志議員「議長、それじゃ、一遍で全部言えればいいということですか」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） そうということです。

（19番武藤哲志議員「そうすると、今私がほかにもいっぱい通告を出しているんですが、それじゃ初めから全部言うと1時間近くなりますが、それでもいいということですか。通告をしているんですよ。私が出している通告、今からですね、だから補正予算ですか。一つの議案だけじゃないんですよ。歳入、歳出全般にあるわけですね。だから、今から出そうとしているのは、今歳入の問題を言ったんですが、まちづくり推進事業補助金、特別障害者手当関係費、人権・同和問題給付関係費、保健衛生負担補助金、ごみ処理地元負担金、し尿処理関係費、太宰府館イベント委託料、都市計画変更委託料として通告を出しているんですが、これは一切認めないと。暫時休憩を要求します」と呼ぶ）

(「休憩しよう」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時58分

○議長(不老光幸議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長(不老光幸議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの19番武藤哲志議員の質疑で質疑漏れがありましたので、今回特別に質疑の許可をいたします。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 正・副議長、それから議会運営委員で調整をいただきまして、今回大きな課題として今後補正予算の質疑内容については、次回に検討いただくということで、私に再度通告に基づく発言漏れという形で質疑を許可いただきました。ありがとうございます。

それでは、一括して今回は質疑をさせていただきます。

19ページ、2款2項の地域コミュニティ支援事業として100万円計上されておりますが、どういう内容で地域コミュニティ支援事業として100万円を計上されたのかを報告いただきたいと思います。

20ページの3款1項4目障害者自立支援費の関係で、新たに特別障害者手当等の給付金で条例上出ておりましたが、年間2万5,000円、これは何名で1,809万6,000円になるのか、その辺の説明をいただきたいと思います。これは新規事業なのか、独自でやるのか、法的な根拠がありましたら説明いただきたいと思います。

22ページになりまして、同じく3款1項の10目人権・同和政策費ですが、これは一般質問を出しております。こういう状況の中で、当初予算に出てきませんでしたが、再三この問題については出しております。ところが、自動車技能取得訓練補助金として30万円、敬老年金として144万円、こういう同和地区に対する敬老年金の問題、それから一方では、今福岡県も知事の公約では出ておりますが、ここでは就学前の知事の公約もありますが、現在まだ太宰府市では市民全体には5歳未満になっておりませんが、ここで5歳未満。それから、運動団体に対する補助金は平成17年度から見直しをというふうにしてはしておりますが、運動団体の補助金についてはこういう平成17年度、平成18年度、平成19年度として1,046万1,000円計上されております。支部運営学習費補助金については、340万円が170万円に減額されております。全国各地で同和対策に対する部分については廃止、終結宣言が出されておりますが、歳入を見ますと1,400万

1,000円の全額が市民の税金であります。こういう補正予算の計上に至った内容について説明をいただきたい。

それから、26ページ。4款1項の保健衛生費の7目の公害対策費の部分ですが、福岡空港住宅騒音防止対策事業の中で、福岡空港の航空騒音についてですが、こういうテレビ受信障害対策費補助金として101万8,000円、当然国の責任でやらなきゃいけないのに、この歳入を見ますと国が96万7,000円、諸収入が23万6,000円、一般財源を20万円計上しておりますが、この航空騒音による部分について市がなぜ負担をしなければならないのか説明をいただきたい。

同じく4款2項の2目のごみ処理費の関係で、美化センター関係費として地元協力金430万円ですが、平成18年度も出されております。余り記憶はありませんが、この地元協力金を出す根拠的なもの、そしてその地元協力金をどこが受け入れて、平成18年と同額で860万円近くの金額になりますが、どういう使い方をするのか。そういう美化センターの最終処分場の埋め立て補償金としての部分については、これはいつまで出すのか。具体的な内容は所管でも審議はされますが、わかる範囲でお答えいただきたい。

同じく3目のし尿処理費関係費で、合併処理浄化槽設置整備事業補助金として追加になっております。当初予算117万円に183万6,000円増額され、合計300万6,000円です。この部分については、今までの合併処理浄化槽の設置数と今後の処理数、そして施政方針の中にもありますが、北谷に浄化槽が設置されるまでの事業として、その後これを浄化槽につないだ場合については、そういう費用もまた太宰府市が負担をするのかも含めて説明をいただきたい。

それから、28ページになりますが、7款1項の4目観光費の中で、太宰府館の管理運営費として13節の委託料、イベント委託料として計上をされております。イベント委託料の部分については35万円ですが、どういうイベントをするために委託を出すのかを説明いただきたい。

同じく30ページ、8款4項1目の中での都市計画決定及び変更委託料ですが、当初408万6,000円計上されておりましたが、今回また300万円、そういう都市計画決定及び変更委託料、しかも準都市計画区域の部分についての説明もあっておりましたが、このこういう都市計画決定という形で平成17年度と平成18年度と、こういう毎年毎年計画決定の変更委託料が出されておりますが、そういう長期的な決定を当然もう以前から行っておるわけですが、なぜ毎年300万円近くを出してきたのに、今回は780万6,000円も出さなければならないのか。そういう根拠について報告をいただきたいと思います。

あとは所管分がたくさんありますので、所管分は所管委員会でお聞きします。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 補正予算書19ページの地域コミュニティ支援事業補助金につきましてご説明いたします。

この本補助金につきましては、太宰府市地域コミュニティ推進事業支援補助金交付規則に基づきまして、地域コミュニティを推進するために、おおむね小学校区での地域活動を今進めているところですが、その協議会結成に向けての支援補助金であります。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 次に、21ページ、特別障害者手当等関係費についてご説明申し上げます。

この補助金につきましては、重度身体障害者と言われる方々に対しまして、重度障害者福祉手当を支給し、福祉の増進を図るものでございます。その対象となります本市の重度身体障害者の数につきましては、身体障害者手帳1、2級所持者、療育手帳A判定所持者、精神保健福祉手帳1級所持者の約1,100人分を予算計上いたしております。なお、この福祉手当の支給につきましては、規則等につきましては、現在検討中でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 人権・同和政策費の給付関係費については、政策的要素を含んでいたことから、当初予算には計上せず、今回の補正予算に計上しているところでございます。

給付対象ごとにご説明申し上げます。

19節自動車技能取得訓練補助金につきましては、15万円の2人分、30万円を計上いたしております。昨年まで基本教習課程に必要な3分の2を補助していましたが、本年度は補助率を2分の1に縮減しています。

次に、敬老年金につきましては、1人当たり4,000円掛ける30人掛ける十二月、144万円を計上しております。この分につきましても、対象年齢を1歳引き上げ71歳とし、支給額も月額5,000円から4,000円に縮減をしております。

次に、5歳未満児医療費につきましては、一月4,100円の2人の十二月、10万円を計上いたしております。これにつきましては、昨年まで保健医療費外の自己負担額を全額扶助していましたが、本年度は自己負担の7割を扶助するようしております。

それから、運動団体につきましては、これにつきましては平成13年度の70%ということで、平成17年度、平成18年度、平成19年度は同額でございます。本年度平成19年度にこの運動団体につきましても見直しの時期に来ております。これにつきましては、4市1町で協議して決定をさせていただくことになっております。

最後に、支部運営学習費補助金につきましては、平成13年度を100%として、その後激減緩和しながら毎年縮減しているところで、本年度は平成13年度額の20%、170万円を補助するというように計上をしております。

次に、保健衛生負担金補助金交付金についてでございます。

今回、補正予算に計上しておりますテレビ受信障害対策費補助金は、福岡空港周辺における航空機騒音対策の一環として平成18年度から実施されたもので、NHKと放送受信料契約を結んだ者に対して財団法人福岡環境整備協会がNHK放送受信障害対策事業として受信料の減額措置を行う場合に、空港環境整備協会に対して補助金を交付するものでございます。カラー契約の単価5,655円に1,800円を掛けた金額を見込みまして、101万8,000円を計上いたしております。

す。なお、空港環境整備協会に交付します補助金の95%は国からの補助がありますので、歳入の14款2項2目衛生費国庫補助金、2節の公害対策費補助金に96万7,000円を計上いたしております。市の実質負担率は5%となります。

次に、ごみ処理地元協力金についてでございます。

今回、補正予算を計上しております地元協力金は、平成18年3月に環境美化センターの地元高雄区と高雄農事水利組合と施設の設置継続の協定等を締結いたしておりますことに伴います区及び両組合への協力金でございます。高雄区には協定期限の平成32年度まで毎年100万円、高雄農事水利組合には来年度までの3年間について年330万円となっております、430万円を今回補正をさせていただくことでございます。

続きまして、し尿処理関係費についてでございます。

今回の補正予算は、本年度事業の対象となります北谷、内山区域の合併処理浄化槽設置について、骨格予算では6月までの申請に対応するため、5人槽1基、7人槽2基分、金額にしまして117万円を計上しておりましたが、今回年度分の見込みとして5人槽1基、7人槽1基、10人槽2基分の金額にしまして183万6,000円を追加補正させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 補正予算29ページになりますけれども、太宰府館管理運営費のイベント委託料35万円についてご説明をいたします。

これにつきましては、例年開催いたしております太宰府館主催による様々な事業あるいはイベント、さらには地域活性化や観光客へのもてなしを含めて回遊や滞在を目的としたいわゆる周辺地域の方々との、関係団体を含めますけれども、共催あるいは協賛などをしながら開催するイベント等を支援するための予算でございます。具体的に事例を申し上げますと、梅見の時期に開催されます門前祭り、あるいは小鳥居小路のひな祭り、そして端午の節句祭り等の支援、協力をしております。また、もう一つは財団法人のアクロス福岡という団体がございますけれども、これらと共催をいたしまして音楽会なども開催をいたしております。

次に、31ページの都市計画区域変更関係費の300万円についてご説明をいたします。

福岡県におきまして、今年の11月に県の権限によりまして、県内すべての市町村の都市計画区域外を準都市計画区域に一斉に指定をするという計画がございます。その趣旨あるいは概要につきましては、さきの施政方針の中で市長がご説明を申し上げましたとおりでございます。今般その事務作業に係る委託料を計上いたしております。その内容につきましては、1つに土地利用の現状、状況の確認、あるいは産業の分類調査等も行います。そして、今一つは現在建っているいわゆる既存の建築物にかかわる接道、道路と建物の状況、あるいはそのために基礎資料となるものなどを作成いたします。その質問の中で、都市計画関連の予算が幾つかあるということですが、特に当初予算で計上いたしておりますのは、5年ごとに開催されます法によりますところの市内全域の都市計画関連の見直し作業でございます。当初は480万

円ほど、内容は違いますけども計上をさせていただいております。

以上です。

(19番武藤哲志議員「再々質問、1点だけ」と呼ぶ)

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今具体的にいただきましたが、所管の委員会でも審議をされると思うんですが。

1点だけですが、20ページ、21ページの大変障害者に対して1級、2級、それから育成医療、精神障害者に対して1,100人に年間2万5,000円という形でなされるわけですが、一番問題なのはこういう給付の規則を内部検討というのがありました、やはり規則はあなた方の権限ですけど、こういう条例、規則の関係では、やはり補正が先で条例が後というか、規則が後というのはちょっと問題があるんじゃないかというような感じがするんですが、委員会ではこういう規則の内容、条例とのかかわりについて審議をいただくようお願いしておきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

議案第60号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第20 意見書第3号 異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第20、意見書第3号「異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） お手元にあります「異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書」について説明をさせていただきます。

提出者は、私清水章一、賛成者は福廣和美議員でございます。

理由といたしましては、異常気象による災害対策や地球温暖化を防止するための抜本的な施策を国に求めるためでございます。

案文を朗読させていただきますして説明にかえさせていただきます。

異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書。

本来であれば、数十年に一度というレベルの異常気象がこのところ頻発をしております。温帯低気圧が台風並みに猛威をふるい、それに伴う洪水や土砂災害、さらには集中豪雨や竜巻の頻発などにより多くの人命が失われ、家屋や公共施設、農作物にも甚大な被害がもたらされております。また、海岸侵食の進行や夏の猛暑も例年化している。こうした異常気象や猛暑は、地球温暖化による疑いが濃厚であると多くの識者が指摘をしているところでございます。

このような状況下、環境立国を目指す日本は、海岸保全や防災のための施策はもちろん、確実に地球環境をむしばんでいる地球温暖化を防止するための抜本的な施策を構すべきであります。

こうした観点から、下記の事項について政府に要望をするものでございます。

1、集中豪雨等による災害に強い堤防や道路等の基盤整備、まちづくりの推進と海岸侵食対策を積極的に進めること。

2、集中豪雨や竜巻等の局地予報体制の充実のために、集中豪雨や竜巻発生の短時間予測が可能なドップラーレーダーを計画中のところ以外にも増やすと同時に、緊急避難が無事できるような体制を確立すること。

3、学校施設や事業所等の屋上緑化、壁面緑化（緑のカーテン）のほか、環境に優しいエコスタールの推進、自然エネルギーの活用を組み合わせる教室や図書館等への扇風機やクーラー等の導入を図ることなどを積極的に進めること。

4、森林資源などのバイオマスや太陽光、風力、小水力などの自然エネルギーの積極的利用を進めるとともに、バイオマスタウンの拡大や関係の法改正等に取り組むこと。

5、今国会で成立した環境配慮契約法を実効性のあるものとするため、まず国、政府が率先して温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を積極的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

あて先は、内閣総理大臣安倍晋三様、以下環境大臣若林正俊様でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

（13番清水章一議員「よろしく申し上げます」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 意見書第3号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は6月21日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前11時33分

~~~~~ ○ ~~~~~